

農用地利用配分計画の認可の一部取消

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項の規定に基づき令和 2 年 12 月 15 日付けで認可した農用地利用配分計画のうち、令和 2 年度第 309 号に係る部分を取り消します。

令和 3 年 1 月 13 日

兵庫県知事 井戸敏三